

【東日本大震災により発生した放射性物質の除染に係わる】概要

【問題点の時系列】

H24.1.10

一般社団法人 エリアマネジメント推進協会
代表理事 出口晴三

平成23年3月11日

午後2時46分 東日本大震災第一震・発生

午後4時36分 * 菅内閣は「原子力災害対策法に基づき

【原子力緊急事態宣言】を発令した。

平成23年(2011年)3月11日16 時36分(午後4時36分)、

東京電力(株)福島第一原子力発電所において、

原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事象が発生し、
原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められ
るため、同条の規定に基づき、

【原子力緊急事態宣言を発する】。

(注)現在のところ、放射性物質による施設の外部への影響は確認されていません。

したがって、対象区域内の居住者、滞在者は現時点では直ちに

特別な行動を起こす必要はありません。

あわてて避難を始めることなく、それぞれの自宅や現在の居場所で待機し、

防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を得るようにしてください。

繰り返しますが放射能が現に施設の外に漏れている状態ではありません。

落ち着いて情報を得るようにお願いします。

【疑問点及び提言】その2

①本邦初の「原子力緊急事態宣言」を発令した日本国政府・菅内閣の英断には敬意を表するものでありますが、東日本大震災・地震発生から僅か110分後の決断・発令された経緯を今更ではありますませんが具体的に検証をすべきであります。真実に基づき明らかにすべきであります。その実態は？

《本文・11頁》

②この場合の主務大臣とは何方であり、どのような状況の報告をされた結果「原子力緊急事態宣言」に至ったのでしょうか？《本文・11頁》

③大震災の発生直後、日本国政府・菅内閣はいち早く「原子力災害対策特別措置法」に基づき「原子力緊急事態宣言」を発令し、法律に基づき「原子力災害対策本部」を設置する為に法律要件である閣議決定を必要とするために「持ち回り閣議」をもって「原子力災害対策本部」を設置致しました。後述の如く法律が改正されてから初めての法律適用となる緊急事態の対応に今後の混乱の兆しを感じざるを得ません。

事実に基づきその実態は？《本文・12頁》

④「原子力災害対策特別措置法」の過去の改正のきっかけとなったのは、過去の事件事例（平成11年9月のJCO・臨界事故）を検証することが必要であります。反省の上に立った改正案が現在の「原子力災害対策特別措置法」であります。改正された現行法令で千年に一度と言われたこの度の大震災に遭遇した原子力発電所の事故に対する政府の対応は「官僚の原則と言われる（前例を作らない）」この悪しき慣習がその後の大震災。とりわけ、大震災を初動原因とした原子力発電所事故（水素爆発以前の3月11日の「原子力緊急事態宣言」の発令）から端を発した福島の悲劇を詳らかに、発令された法律を基にその後の政府の行政実例を検証すべきであります。事実に基づきその実態は？《本文・12頁》

⑤JCO臨界事故の教訓から改正された現行法律（被害対象件数 7,000件）で、千年に一度と言われるこの度の東日本大震災を初動原因とする放射性物質にかかわる損害賠償にそのまま対応でき得るのでしょうか？ 《本文・15頁》

⑥我が国はおろか、人類史上初めてとも言える原子力発電所の大規模事故の原因が東日本大震災の第一震及び巨大津波が初動原因であることは時系列に政府の対応を検証することにより明らかであります。関係事業者は順法精神を基に自らの立ち位置を検証し主張することは理の当然であります。未だに（平成23年12月初頭の東京電力社長の記者会見における発言「原発事故の責任は第一義的には東

電にあります。しかしながら法律の適応については政府と未だ見解の一致を見られないのが残念です。」との意味)にも明らかのように政府のとられた初動措置とその後の対応のちぐはぐさが浮き彫りになってまいりました。この問題は初めから今日に至るまで更には今後も致命的な問題として大きな亀裂を広げ続けて参るものと感じます。今の時期に決着をつけておかなければ、ますます政府は国民に対して訳のわからない弁明を続けなければならないと思われます。《本文・16頁》

⑦5月2日報告された通達に基づき福島県内を中心に発生した、放射性物質の付着した災害廃棄物の処理方針の検討がスタート致しました。冒頭に「避難区域及び計画的避難区域の外側では、仮に災害廃棄物が放射性物質により汚染されていたとしても、その汚染レベルは通常的生活に影響するほどのものではありませんが、放射性物質により汚染されているおそれのある災害廃棄物に関しては、放射性物質が拡散することのないよう、適正な管理の下に処理すべきと考えられます。」この基本認識を基に被害想定が確立する間もなく政府は各階層の専門家の知見を総動員して以下の放射性物質の付着した災害廃棄物の処理体制を構築し始めました。この時点の認識の甘さ「その汚染レベルは通常的生活に影響するほどのものではありませんが、」が今後の様々なちぐはぐが重なり出した最大の原因と思われます。 《本文・20頁》

⑧3月11日東日本大震災発生から早速政府は復旧と復興を旗印に産学官挙げて対応策の検討に入りました、5月16日公表された「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）】平成23年5月16日環境省」により今後の対応策がスタートを切ったのです。しかしながら、復旧の第一歩となる瓦礫処分は陸上にあるものから始められましたが思うように進んでいるとは思われず。関係者の苦悩は増すばかりであります。更には津波の引き波により海中に散乱した瓦礫は、今後陸上に引き上げてからの対応が待たれております。想像を絶する大量の瓦礫処理がこれから待ち受けております。今後の対応は？
《本文・25頁》

⑨政府は、財政面の位置づけとして「1）財政措置：東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。」を表明いたしました。今後確認されてくるであろう、瓦礫の総量「震災瓦礫・津波瓦礫・放射性物質の瓦礫」を見越されての提言であったのか検証を必要とされるところであります。《本文・25頁》

⑩瓦礫等の処理については各自治体が所有し運営している一般廃棄物の処理施設である所謂 清掃工場での処理を前提に考えた結果「焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。」との提言がされましたが既存の清掃工場での焼却処理では賄いきれないことは明白であり、瓦礫の形状と既存の焼却炉の整合性、これを解決する為の前処理の必要性からの問題点等困難を極めて居ります。《本文・26頁》

⑪放射性瓦礫については「除染作業」として福島県内を中心に広範囲にわたり対応が始まろうと致しておりますが数々の指摘点が散見されます。《本文・36頁》

⑫平成23年5月2日環境省の【福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い】の中で

《放射性物質による汚染については、安全面での万全を期す必要があります。また、一般の方々の関心も高く、場合によっては風評被害を生ずるおそれもあることから、慎重な対応が必要です。避難区域及び計画的避難区域の外側では、仮に災害廃棄物が放射性物質により汚染されていたとしても、その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、放射性物質により汚染されているおそれのある災害廃棄物に関しては、放射性物質が拡散することのないよう、適正な管理の下に処理すべきと考えられます。

放射性物質による汚染に関する基準や適切な処理の方法を科学的かつ具体的に定めることが必要ですが、そのためには一定程度の時間を要さざるを得ません。一方、福島県においては、災害廃棄物の仮置き場への搬入が本格化しつつあり、一部の市町村では少量ながら焼却等の処理も行われています。このような状況において何らかの対策を講じなければ、風評被害が広がることも懸念されます。そこで当面の応急的な措置として、環境省においては、関係省庁と相談して別添のとおり「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」をとりまとめました。また、これについて原子力安全委員会に助言を求めたところ、同委員会から妥当と評価されたところです。》とされ、

当時(5月2日)の初動期の極めて少ない情報で且つ今後明らかになる未曾有の被害自体は想定されずに大震災以後のグランドデザインとも申すべき総論が確定されないまま様々な各論的手段の提案が成されました。

いくつかの点について今後致命的スタートを切ることとなりました。

(A) 質問⑦でも触れました「その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、」の認識からスタートをしたものの結果としての除染対象基準は年間1ミリシーベルト以下を目標とすることにより範囲拡大を招き、財政負担は計り知れないものとなりました。

(B) 既存の自治体が所有し運営している地域の清掃工場における「放射性廃棄物の実証実験」の結果既存の清掃工場の処理使用を前提とした「放射性廃棄物の可燃物」の焼却処理が組み込まれた仕組みが提案されております。地方自治法を引き合いに出すまでもなく各自自治体が所有し運営している地域の清掃工場は政府の指定した放射性廃棄物の可燃物を焼却処分をするためのものではなく「初期の目的外の、しかも膨大な放射性廃棄物の可燃物」を焼却処理するには「地方自治法の本旨に基づき自分の街のことは、自分で決めるの大原則。つまり団体自治と住民自治を大原則として」各自自治体の議会と首長が一致結束して対応されなければならないものと思われまます。

(C) しかしながら、除染に係わる法律の原点は「事故由来と原子力行政を推し進めてきた国の責任」であります。間違っても地域住民・地域の自治体には一片の瑕疵もありません。天から降ってきたか、地から湧いてきたかある日突然の出来事から今日の福島の悲劇が生まれたものであります。地震災害瓦礫の処理については仮焼却炉と称して何千億円もの支出が既にされているにもかかわらず、何故に福島を中心とした放射性物質の除染作業に限っては、既存の焼却施設を前提にされたのでありましようか？やはり「その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、」という当初の観念が基にあったのではないのでしょうか。

(D) 除染の実施主体も「国・都道府県・市町村」と位置づけ再委託の特別条項を設けて「災害瓦礫処理」の時と同じような事業形態しか想定できないことは発想の貧困であり、同じ過ちを繰り返すことになることを危惧致します。《本文・36頁》

⑬平成23年7月28日 環境省 【福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管】の中で《6月23日に取りまとめた「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（以下「処理方針」という。）のうち、主灰、飛灰、熔融スラグ等（以下「焼却灰等」という。）の一時保管の方法について検討を加えた結果を次に示す。》として極めて原始的手法による保管についての方針が明らかになりました。あくまで、処理以前の保管を中間的処理として位置づけ一時保管としておりますが、その後明らかになりました総量・当面102自治体における原則自区内処理体制にどのように具現化されていけばよいのでしょうか？《本文・40頁》

⑭⑮平成23年5月2日環境省の【福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い】の中で《放射性物質による汚染については、安全面での万全を期す必要があります。また、一般の方々の関心も高く、場合によっては風評被害を生ずるおそれもあることから、慎重な対応が必要です。避難区域及び計画的避難区域の外側では、仮に災害廃棄物が放射性物質により汚染されていたとしても、その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、放射性物質により汚染されているおそれのある災害廃棄物に関しては、放射性物質が拡散することのないよう、適正な管理の下に処理すべきと考えられます。放射性物質による汚染に関する基準や適切な処理の方法を科学的かつ具体的に定めることが必要ですが、そのためには一定程度の時間を要さざるを得ません。一方、福島県においては、災害廃棄物の仮置き場への搬入が本格化しつつあり、一部の市町村では少量ながら焼却等の処理も行われています。このような状況において何らかの対策を講じなければ、風評被害が広がることも懸念されます。そこで当面の応急的な措置として、環境省においては、関係省庁と相談して別添のとおり「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」をとりまとめました。また、これについて原子力安全委員会に助言を求めたところ、同委員会から妥当と評価されたところです。》の報告書を受けて【**福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング**】平成23年8月9日 環境省《1. 焼却施設について 6月23日に示した「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（以下「処理方針」という。）において、電気集塵機など他の排ガス処理装置を設置している施設については、試験的に災害廃棄物を焼却して排ガス中の放射性物質の濃度を測定するなどによって、安全性を検討することとしていたところであるが、今般、県内焼却施設の協力の下で別添のとおり得られた測定結果を踏まえ、次の通り、その取扱いを示す。として電気集塵機について ○電気集塵機を設置している焼却施設について、併せて活性炭吹込装置などの排ガス吸着能力を有する設備を設置しているものは、「2. モニタリングについて」で示す排ガス濃度のモニタリングにより安全性を確認しつつ災害廃棄物の焼却を行うことが可能である。》との結論から、福島県内の2箇所のしかも少量の実証実験の結果を基に【可燃物の焼却について ・木くず等の可燃物について、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能である。 具体的には、排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有している施設では焼却可能である。また、電気集塵機など他の排ガス処理装置を設置している施設については、試験的に災害廃棄物を焼却して排ガス中の放射性物質の濃度を測定するなどによって、安全性を検討することとする。（注）バグフィルターに活性炭などの吸着性能を有する物質の吹込装置が設けられている場合は焼却可能である。また、バグフィルターに加えて湿式の排煙脱硫装置などの湿式排ガス処理装置が設けられている場合も焼却可能と考えられる。》と独断的に放射性廃棄物の焼却施設についての位置づけは、既存の自治体が所有し運営している地域の清掃工場においての「放射性廃棄物の実証実験」の結果既存の清掃工場の焼却処理使用を前提とした「放射性廃棄物の可燃物」の焼却処理が組み込まれた仕組みが提案されております。地方自治法を引き合いに出すまでもなく各自治体が所有し運営している地域

の清掃工場は政府の指定した放射性廃棄物の可燃物を焼却処分をするためのものではなく「初期の目的外の、しかも膨大な放射性廃棄物の可燃物」を焼却処理するには「地方自治法の本旨に基づき自分の街のことは、自分で決めるの大原則。つまり団体自治と住民自治を大原則として」各自治体の議会と首長が一致結束して対応されなければならないものと思われます。しかしながら、除染に係わる法律の原点は「事故由来と原子力行政を推し進めてきた国の責任」であります。間違っても地域住民・地域の自治体には一片の瑕疵もありません。天から降ってきたか、地から湧いてきたか、ある日突然の出来事から今日の福島の悲劇が生まれたものであります。地震災害瓦礫の処理については仮焼却炉と称して何千億円もの支出が既にされているにもかかわらず、何故に福島を中心とした放射性物質の除染作業に限っては、既存の焼却施設を前提にされたのでありましょうか？やはり「その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、」という当初の観念が基にあったのではないのでしょうか。《本文・49頁》

⑮3月11日発生した東日本大震災以来政府は朝野の知見を総集して事後の対策を練り上げてまいりました。目視出来る範囲の災害瓦礫の処理でさえ悪戦苦闘を続けておられますが、更に人類の未体験の領域である（被害者総数放射性物質の被災範囲の人口密度は、ソ連のチェルノブイリ原発の事故及び米国のスリーマイルの原発事故と比較しても比較にならない）放射性物質の除染作業が以下の議員立法（政府の提出法案と異なり、国会の委員会からの提出法律案が可決決定されて施行された法律）により事業化され始めました。《平成23年8月18日環廃対発第110818001号各都道府県知事 殿環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長【東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法】の施行について（通知）東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）については、平成23年8月9日に衆議院東日本大震災復興特別委員長から第177回国会に提出され、8月12日に成立し、本日公布・施行されたところである。その趣旨及び主な内容等は下記のとおりであるので、これらの事項に留意されるとともに、速やかに貴管内市町村に周知願いたい。》であります。平成24年1月1日施行により関係地域の放射性物質の除染作業が開始されました。この度の提議の中での今までの懸念材料(①～⑭の疑問点)が私の杞憂であって欲しいと思いますが、法律適用の段階から更に以下のごとき問題が発生いたしてまいりました。
《本文・95頁》

